

のりもの回数券約款

令和8年5月30日決定

(趣旨)

第1条 社会福祉法人こどもの国協会が発行する、のりもの回数券の販売、払い戻し及び使用に関しては、この約款による。

(販売)

第2条 のりもの回数券はじてんしゃのりば、ミニSL「たいよう号」、ボートのりば、園内バス「あかポッポ号」、トレジャーキングダム各乗り場において販売する。

(効力)

第3条 のりもの回数券は1券片をもつてのりもの券100円分として使用することができる。

(通用期間)

第4条 のりもの回数券には有効期限を設けない。

(払いもどし)

第5条 販売したのりもの回数券は払いもどしをしない。ただし、次の各号に該当する場合は払いもどしを行う。

- (1) 1券片の使用もないとき。
- (2) その他、社会福祉法人こどもの国協会が払いもどしの必要があると認めたとき。

(再発行)

第6条 のりもの回数券はいかなる場合も再発行しない。

(実施期間)

第7条 この約款は令和8年6月1日から実施する。